

報

告

- (1) 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約について
- (2) 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会役員について
- (3) 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会協定項目及び協議日程について
- (4) 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事会名簿について

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約

(設置)

第1条 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町並びに能登川町及び蒲生町は、住民、議会、行政が連携して、平成17年2月11日に発足する東近江市と、能登川町及び蒲生町(以下「1市2町」という。)の合併に関する基本的事項について協議するため、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- (1) 1市2町の合併に関する基本的事項及び必要な調査
- (2) 1市2町の合併に必要な将来構想の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、八日市市に置く。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、能登川町及び蒲生町(以下「構成団体」という。)の長が協議により、構成団体の長の中からこれを選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 構成団体の長
- (2) 構成団体の議長及び議会が選出する議員各1名
- (3) 構成団体の長が協議して定めた住民代表及び学識経験を有する者21名以内

- 2 委員は、非常勤とする。

(監事)

第7条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、前条に規定する委員の中から、会長が選任する。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 14 条 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第 15 条 協議会は、第 2 条各号に掲げる事項を遂行するため、協議会に附属機関を置くことができる。

- 2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 16 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、構成団体の長が協議して定めた者をもって

充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第17条 協議会の経費は、構成団体が協議し負担するものとする。

2 構成団体は、前項の規定による負担金を協議開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成16年11月26日から施行する。

東近江市・能登川町・蒲生町

合併検討協議会役員名簿

会 長 中 村 功 一 (八日市市長)

副会長 宮 部 庄 七 (湖東町長)
(会長職務代理者)

副会長 久 田 元一郎 (永源寺町長)

副会長 前 田 清 子 (五個荘町長)

副会長 植 田 茂太郎 (愛東町長)

副会長 宇 賀 武 (能登川町長)

副会長 山 中 壽 勇 (蒲生町長)

監 事 寺 村 茂 和 (五個荘町議会議長)

監 事 小 島 隆 司 (能登川町議会議長)

合併協定書協定項目

項 目		項 目	
1	合併の方式		生活環境
2	合併の期日		交通政策
3	市の名称	3	健康福祉関係事業
4	市の事務所(市役所)の位置		高齢者福祉
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い		介護保険
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		障害者福祉
7	一般職の職員の身分の取扱い		児童福祉
8	特別職の身分の取扱い		生活保護
9	財産の取扱い		国民健康保険
10	地方税、使用料、手数料の取扱い		保健衛生
11	町名、字名の取扱い		病院(診療所)
12	一部事務組合等の取扱い	4	産業経済関係事業
13	公共的団体等の取扱い		農林水産
14	補助金、交付金等の取扱い		商工・観光・労政
15	各種事務事業の取扱い	5	上下水道関係事業
	1		上水道
	総務・企画・人権関係事業		下水道
	消防防災	6	都市建設関係事業
	電算システム		建設
	慣行		都市計画
	条例・規則	7	教育関係事業
	広報広聴		学校教育
	姉妹都市・国際交流		社会教育
	コミュニティ施策	8	その他協議が必要な事業
	人権施策		
2	生活環境関係事業	16	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画

合併協定項目の協議方針

合併協定項目の協議に際しては、1市2町それぞれが保有する地域の特性や、今日まで築き上げられた歴史・文化などを相互に理解、尊重するとともに、市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の点に留意しながら協議及び調整を行う。

1．一体性の確保

住民生活に支障がないよう、速やかな一体性の確保に努める。

2．格差の解消

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努める。

3．健全な財政運営

市において健全な財政運営ができるように努める。

4．行政改革の推進

行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会等 協議日程

		合 併 協 議 会
		協 議 案 件
		会 議 開 催
平成16年 12月7日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程、平成16年度事業、予算等 ・合併の方式 ・市の名称 ・市の事務所(市役所)の位置 ・財産の取扱い ・地方税、使用料、手数料の取扱い ・町名、字名の取扱い ・一部事務組合等の取扱い ・公共的団体等の取扱い ・補助金、交付金等の取扱い ・各種事務事業の取扱い(総務・企画・人権関係事業) ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画策定方針等
平成16年 12月22日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画(素案) ・各種事務事業の取扱い (生活環境関係事業 健康福祉関係事業 産業経済関係事業)
平成17年 1月12日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の期日 ・各種事務事業の取扱い (上下水道関係事業 都市建設関係事業 教育関係事業) ・議会議員の定数及び任期の取扱い ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・一般職の職員の身分の取扱い ・特別職の身分の取扱い
平成17年 2月1日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の確認
	法定協議会設置	(東近江市議会、能登川町議会及び蒲生町議会で設置議案可決後)
平成17年 3月2日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・任意協議会で決定した事項の再決定 ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の県協議 ・調印内容について
平成17年 3月8日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調印内容の確認 ・東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画の決定 ・合併調印

東近江市・能登川町・蒲生町 合併検討協議会幹事会名簿

H16.12.7現在

市 町 名	役 職	氏 名	備 考
八日市市	助 役	奥 善 夫	
	収 入 役	武 田 善 勝	
	企 画 部 長	森 野 才 治	
永源寺町	助 役	池 田 晋	
	収 入 役	白 木 駒 治	
	総 務 課 長	川 戸 善 男	
五個荘町	助 役	持 田 長三郎	
	総 務 主 監	北 川 純 一	
愛東町	助 役	藤 関 安 久	
	収 入 役	鯨 江 茂 信	
	合併推進室長	吉 岡 登	
湖東町	助 役	野 村 新太郎	
	収 入 役	上 野 清 司	
	企画財政課長	高 野 治 幸	
能登川町	助 役	田井中 清 幸	
	収 入 役	福 永 正 夫	
	総 務 部 長	居原田 善 嗣	
蒲生町	助 役	角 清 和	
	収 入 役	加 藤 正 明	
	企 画 課 長	森 島 章	